

## 令和5年度奈良県医療費適正化市町村支援業務委託 公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価事項	配点 ①×②	基本点数 ①	調整係数 ②
1 人員体制や実績等の事業者適格性【25点】	①実施体制【様式8】			
	【配置人員の経歴】 必要な知識・実績を有する者が本業務に充てられているか。	5点	5点	1.0
	【人員配置】 本業務に適したチーム編成がなされているか。	5点	5点	1.0
	②業務実績【様式3】 本業務に活かせるような十分な実績があるか。	10点	5点	2.0
2 業務目標達成のための基本事項【5点】	③情報管理体制（個人情報等）【様式9】 ・情報管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）の明記があるか。 ・情報管理に関する従業者への効果的な研修対策（計画）の明記があるか。	5点	5点	1.0
	業務のスケジュール【様式10】 期限までの段階的な成果の共有や最終的な成果物提出に向けての工程を想定・構築できているか。	5点	5点	1.0
3 本業務に係る提案内容の納得性【60点】	①医療費、医療費適正化・保健事業実績等の分析【様式7-1】 ・医療費や健康課題等の明確化に必要な分析が提案されているか。 ・全国や県内市町村との比較から県及び各市町村の立ち位置を明確にし、課題が浮き彫りになる分析ができそうか。 ・現状分析に留まらず、今後の事業提案につながる分析が提案されているか。	15点	5点	3.0
	②事業実施体制、事業実施状況の調査分析【様式7-2】 ・アンケート、ヒアリングの内容は、効果的な事業提案に向け、県及び市町村の実情が把握できる提案となっているか。 ・アンケート、ヒアリングの内容や実施方法は、県及び市町村の事務負担が極力増えないように配慮された提案となっているか。 ・わかりやすいヒアリング結果の例示がされているか。	10点	5点	2.0
	③医療費適正化・保健事業にかかる改善・新規事業の提案【様式7-3】 ・県及び市町村のこれまで実施してきた事業、実施体制、地域的な特徴を踏まえた事業改善、新規事業の提案ができそうか。 ・短期的・中長期的な事業実施効果、事業実施に当たっての課題と解決策も含んだ提案ができそうか。 ・わかりやすい提案書のイメージが例示されているか。	25点	5点	5.0
	④その他（事業報告会の開催、KDB等活用ツールの開発等）【様式7-4】 ・県及び市町村の職員がデータを更新するだけで簡単に分析結果を得られるようなツールが提案されているか。 ・事業報告会の開催スケジュールや実施内容が市町村間での効果的な横展開を図るものになっているか。 ・その他、本業務の目的を達成するための効果的な独自提案がされているか。	10点	5点	2.0
4 経費の妥当性【10点】	【見積書】 評価点数は、次の式により求める。  評価点数＝10点×（最も安価な見積額／当該提案者が提示する見積額） ただし、小数点以下は切り捨てる。	10点		
	合 計	100点		

## ◆採点方法

- 採点（基本点数）は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。  
（優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点）  
なお、評価は絶対評価とする。
- 採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

## ◆候補者の選定方法

- 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- 最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。  
ア 評価項目3③「医療費適正化・保健事業にかかる改善・新規事業提案書作成」の点数が高い者  
イ アが同点の場合は、評価項目3①「医療費、医療費適正化・保健事業実績等の分析」の点数が高い者  
ウ イが同点の場合は、評価項目3②「事業実施体制、事業実施状況の調査分析」の点数が高い者  
エ アからウがいずれも同点の場合は、第一位候補者の選定を審査委員長に一任する。
- 上記2点にかかわらず、次に掲げる項目を満たす場合は候補者として選定しない。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。  
ア 総合点が6割未満の場合  
イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合